

新型コロナウイルス感染症防止対策にかかる 確定申告相談会場の変更について

令和2年分所得税確定申告及び令和3年度住民税申告相談（申告相談期間：令和3年2月中旬から令和3年3月15日）の申告会場を新型コロナウイルス感染症防止対策のために広い会場に変更しますので、各地区生涯教育センターでの申告相談は実施しません。

会場を変更する理由

①感染症防止対策のため

感染症防止対策のため、3密（密閉空間、密集場所、密接場面）にならないように申告相談会場を設営する必要があります。特に申告期間中は他の人へ感染させないように徹底し、小規模な集団感染（クラスター）の感染拡大を防止しなければなりません。そのために、感染症防止対策として、3密にならない広い会場へ変更します。

②入場制限がかかる場合があります

これまで通り各地区生涯教育センターで相談会を実施した場合、当日対応できる職員は5～6名となります。1日の申告相談受付件数を超えるような場合には、申告相談に来た方の入場制限をしなければなりません。その際、当日に来ていただいても、日にちを改めて、再度、申告相談に来ていただくことになります。

＜参考＞昨年度	申告者数（全体）	1, 376人
	1日受付件数	約67人
	職員1人当たり1日受付件数	11名

③申告相談期間の拡充

これまで、各地区センター申告会場の会場移設及び設営に午後半日かかっており、申告相談期間中2.5日分を移設業務に費やしています。会場を変更した際は、この移設にかかる日を申告相談期間に充てることができます。

今般の感染症防止対策にかかる申告相談業務対応等の諸事情を鑑み、広い会場としますので、住民の皆さまにはお手数をおかけしますが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。